

建設業で働く皆さんへ

『危険ゼロ』の職場は、資格の取得から。

法令で定められている技能講習、特別教育などを受講し、
安全作業に必要な知識と技能を身につけましょう！

広島労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会広島県支部

2019年度 技能講習計画一覧表

作業主任者技能講習日程（登録有効期限 2024年3月30日）

足場の組立て等 (登録第2号)	実施場所	受付分会	型枠支保工の組立て等 (登録第1号)	実施場所	受付分会	酸欠・硫化水素危険 (登録第85号)	実施場所	受付分会
4月 16～17日	広島市	支部	5月 14～15日	三次市	三次	6月14・15日・17日	広島市	支部
5月 13～14日	福山市	福山	6月 10～11日	福山市	福山	2月14・15日・17日	広島市	支部
7月 18～19日	福山市	福山	7月 10～11日	広島市	支部			
24～25日	広島市	支部	10月 2～3日	広島市	支部			
8月 6～7日	三次市	三次	11月 20～21日	呉市	呉			
22～23日	尾道市	尾道	1月 15～16日	広島市	支部			
28～29日	呉市	呉				コンクリート橋架設等 (登録第113号)	実施場所	受付分会
10月 10～11日	広島市	支部				8月 27～28日	広島市	支部
11月 7～8日	福山市	福山						
12月 4～5日	広島市	支部	建築物等の鉄骨の組立て等 (登録第69号)	実施場所	受付分会	鋼橋架設等 (登録第112号)	実施場所	受付分会
3月 3～4日	広島市	支部	6月 11～12日	広島市	支部	9月 24～25日	広島市	支部
5～6日	福山市	福山	9月 4～5日	福山市	福山			
			2月 6～7日	広島市	支部			
地山の掘削 及び土止め支保工 (登録第34号)	実施場所	受付分会	木造建築物の組立て等 (登録第78号)	実施場所	受付分会			
4月 16～18日	三次市	三次	8月 21～22日	広島市	支部			
5月 27～29日	呉市	呉	1月 27～28日	福山市	福山			
6月 24～26日	広島市	支部	コンクリート造の工作物の解体等 (登録第81号)	実施場所	受付分会			
7月 3～5日	福山市	福山	8月 1～2日	福山市	福山			
10月 15～17日	広島市	支部	11月 27～28日	広島市	支部			
2月 25～27日	広島市	支部						

＜出張・臨時講習のご案内＞

当支部では、「作業主任者技能講習」、「足場の組立て等特別教育」など、企業・団体等で受講を希望される場合(20名以上位)には、出張講習などのご要望にもお応えいたします。
また、この一覧表以外で、臨時の講習を行うことがあります。
(ホームページなどで広報いたします。)
詳しくは、支部・各分会にお問い合わせください。

一定数に満たない場合は中止、または、予定日を変更する場合がありますのでご了承ください。

各種技能講習の受講資格と受講料

講 習 名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料(円)	テキスト代(円)
足場の組立て等 作業主任者 (登録第2号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は造船を専攻し卒業後、2年以上足場の組立て、解体、又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。 但し、作業の経験年数に平成29年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等特別教育を受講した者。特別教育修了証(写)等を添付すること。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 C. 9,700	1,650
地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者 (登録第34号)	A. 技能講習規程第1条に定める職業訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建設科又はさく井科の訓練を修了した者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、土木科又はさく井科の職業訓練指導員免許を受けた者。 土木施工管理技術検定合格者。 B. 技能講習規程第1条第2号、第4号及び第7号に定める訓練を修了した者及びとび1級又は2級の技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 建設業法施行令第27条に定める建設機械施工技術検定合格者(一部制限有り)。 C. 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木を専攻し卒業後、地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け、取り外しに関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。) 地山特例 土止め支保工作業主任者技能講習修了者 土止め特例 地山の掘削作業主任者技能講習修了者	A. 7,600 B. 7,600 C. 14,000 地特 7,600 土特 7,600	2,570
型枠支保工の組立て等 作業主任者 (登録第1号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、型枠科、ブロック建築科の訓練修了者及びブロック建築又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建設科、建築科、建築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、又は建築を専攻し卒業後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 C. 9,700	1,950
建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者 (登録第69号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. コンクリート橋架設等作業主任者又は、鋼橋架設等作業主任者の技能講習修了者。 C. 建築物等の鉄骨の組立て等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、建築物等の鉄骨の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 B. 7,600 C. 9,700	1,850
コンクリート橋架設等 作業主任者 (登録第113号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 鉄骨の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又は鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. コンクリート橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、コンクリート橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 B. 7,600 C. 9,700	1,850
鋼橋架設等作業主任者 (登録第112号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者。 C. 鋼橋架設等の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、鋼橋架設等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 B. 7,600 C. 9,700	1,850

講 習 名	受講資格及び受講科目の一部免除を受けることができる者	受講料(円)	テキスト代(円)
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 (登録第81号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定めるとび科の訓練修了者及びとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。 C. 工作物の解体等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、工作物の解体等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. 7,600 C. 9,700	2,160
木造建築物の組立て等作業主任者 (登録第78号)	A. 技能講習規程第1条に定める訓練修了者及び職業能力開発促進法第27条に定める建築科、とび科、又はプレハブ建築科の訓練修了者及び建築大工又はとび1級又は2級技能検定合格者。 職業能力開発促進法第28条に定める建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者。 B. 型枠支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、鉄骨の組立て等作業主任者又は建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了者。 C. 構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者。 大学、高専、高校又は中等教育学校において土木又は建築を専攻し卒業後、構造部材の組立て等の作業に2年以上従事した経験を有する者。 (いずれの場合も 満21歳以上の者。)	A. } 7,600 B. } C. 9,700	1,540
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (登録第85号)	受講資格：作業経験不要(全科目受講) 満21歳以上の者。	14,000	1,850

(2019年2月1日現在)

上記受講料及びテキスト代には、消費税(8%)が含まれています。

消費税率変更の際は、改定後の税率で算出した金額となります。(受講料・テキスト代共)

テキストの価格は変更することがありますのでご了承ください。

定数に満たない場合は中止、または、延期する場合がありますのでご了承ください。

詳細につきましては、「支部」及び「最寄りの分会」にお問い合わせください。

< 技能講習を受講される皆様へ >

受講申込時には、本人確認書類が必要です。

申込書と共に、受講者の氏名・生年月日が記載された公的書類(主な例を下に示しております。)をご提示またはご提出ください。

また、本人確認書類に記載されている内容が、現状と同じであることを確認してください。

広島労働局のご指導により、本人確認手続きの厳正化が求められています。

よろしくご協力をお願いいたします。

(例) 「自動車運転免許証」

「健康保険証」

「パスポート」

国家資格等の「資格者証」または労働安全衛生法に基づく登録教習機関発行の「技能講習修了証」

「在留カード」

*詳しくは広島県支部及び受付分会にお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会広島県支部・各分会

広島県支部

〒730-0012

広島市中区上八丁堀3番10号・2階

TEL(082)228-8250

FAX(082)211-3499

http://www.jcosh-hiroshima.jp/

広島分会(082)228-8252

http://www.jcosh-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/

呉分会(0823)22-6886

福山分会(084)924-4320

http://fukubun.sakura.ne.jp/

三原分会(0848)63-9920

尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391

http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/

廿日市分会(0829)31-0196

作業主任者技能講習受講申込書

- | | | |
|--|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 足場の組立て等 | <input type="checkbox"/> コンクリート橋架設等 | <input type="checkbox"/> 酸素欠乏・硫化水素危険 |
| <input type="checkbox"/> 地山の掘削及び土止め支保工 | <input type="checkbox"/> 木造建築物の組立て等 | <input type="checkbox"/> 建築物等の鉄骨の組立て等 |
| <input type="checkbox"/> 型枠支保工の組立て等 | <input type="checkbox"/> コンクリート造の工作物の解体等 | <input type="checkbox"/> 鋼橋架設等 |

※分会受付第 号		建災防会員、非会員の別 / 会 員 非会員	
※受講番号	第 号	受講希望日	年 月 日～ 月 日
(ふりがな) 氏 名	生年月日		昭和 平成 年 月 日 (歳)
講習の一部免除希望の有無 (*免許・修了証等を添付)	有 無	※資格 確認印	※本人確認書類・確認印 運 ・ パ ・ 国 ・ 技 ・ 在 その他 ()
住 所	〒 都道 市 区 町 府県 郡 電話 ; — — 携帯電話 ; — —		
標記作業の 経験年数	年 月より	年 月まで	年 月
受講資格に必要な学歴 (専攻学科まで) 経験年数が卒業後3年未満の場合のみ記入 (卒業証明書を添付すること)			卒業
上記のとおり相違ないことを証明します。			
年 月 日 事業場所在地 〒 事業場名 (印) 代表者等職氏名 電 話 ; — — FAX ; — —			
修了証 受領方法	手渡し (後日)	郵 送	簡易書留便の切手を貼付した返信用封筒を添付してください。 自宅・会社・その他 ()

年 月 日

上記の受講資格ほか記載事項に相違ありません。

受講者氏名
(本人自署)

(印)

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

備考：*証明事項の訂正 (太枠中) は、必ず事業主等の証明印により行ってください。

*※印は記入しないでください。

*受講資格等については、支部及び分会に確認してください。

(酸素欠乏・硫化水素危険の受講には経験年数は必要ありません。)

*技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書面を必ず添付してください。

*写真2枚 (3.0cm×2.4cm) は3ヶ月以内に撮影した、単身・無帽・無背景・正面上三分身像のものを貼付してください。
(サングラスは不可です。)

*この申込書に記載していただく氏名、生年月日は法律で記入することが定められていますので、受講申し込みの際には、本人確認のできる公的な書類を持参または添付してください。

また、誤りのないように正確に記入してください。なお、本申込書用紙にて当支部が知り得た個人情報、当該講習のためのものであり、受講者の同意なく目的外に利用しません。

*原則として、受講申込締切日以降の取消し及び当日欠席は、受講料・テキスト代はお返できませんので、ご了承ください。

*遅刻及び早退した場合は、修了証を交付できません。退席される場合は事務局にご連絡ください。

のり	完全貼付
修了証貼付け用	

【写真2枚 (3.0cm×2.4cm)】

※修了証 番 号	第 号
-------------	-----

※受付分会	
-------	--